

はじめに、感染症とは、細菌やウイルスが人の体内に入り増殖すると炎症を起こし、発熱・下痢・嘔吐等の症状が現れたことをいいます。

日ごろから予防に努め施設内での感染症の蔓延を防ぐためにマニュアルを策定します

1. 感染経路

① 飛沫感染

感染者のくしゃみ・咳等で口や鼻から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）を近くにいる人が浴び、吸い込むことで感染

② 空気感染

感染者のくしゃみや咳等で口や鼻から飛ぶ飛沫が乾燥し、病原体（飛沫体）が感染性を保持したまま空気の流れによって遠くにいる人も吸い込むことにより感染

③ 接触感染

直接接触（握手等）、間接接触（手すり、ドアノブ、備品等）によって体に付着した病原体が、手で口や鼻、目などを触ることで体内に侵入し感染

④ 経口感染

病原体を含んだ食事やすいぶんを摂取することで消化管に達して感染

⑤ 血液媒介感染

感染した人の血液・体液が他者の皮膚炎や外傷等の傷口につくことにより病原体が侵入し感染

2. 予防法

施設での取り組み

- * 適切な室温・湿度を保ち、定期的に換気を行います
- * 営業終了後は、次亜塩素酸水での室内の消毒を行います

① 手洗い

来所後、外出後、排泄後、調理前は職員が見守りのもと手洗いを行います

② 手指のアルコール消毒

食事・おやつ前、配膳前はアルコールによる手指の消毒を行います

③ 経口感染予防

- ・手に傷がある場合は、手袋を着用の上調理の活動を行います
- ・排便時は下痢ではないか必ず確認を行い、下痢の際はトイレの消毒作業を行いほかの方との共用を禁止します
- ・前日に下痢の症状があった場合、念のために、ほかの方とのトイレの共用を禁止します
- ・食材は衛生的かつ適切な温度で保管し十分な加熱調理を行います
- ・調理の活動で生肉や生地に触れる際は手袋を着用して行います

④ 飛沫感染予防

- ・咳や鼻水といった風邪の症状がみられる場合は、マスクを着用してもらいます
- ・風邪の症状がみられる方が食事を摂る際は、食事中に咳等で飛沫が飛ぶ可能性があることから、座席をほかの方から離す、アクリル板を使用するなどして対応します

⑤ その他

- ・鼻血や怪我など出血を伴う際の対応時は手袋を着用し、使用したティッシュやガーゼ等は袋に入れてから廃棄します
- ・嘔吐物の処理の際は、手袋・マスクを着用し、後処理を行います
使用した手袋や雑巾等は次亜塩素酸水での消毒後、2重にした袋に入れ廃棄します
処理後、嘔吐物のあった場所、その近辺の消毒作業を行います

3.発病時の対応

- ・体温が37.5℃以上の場合、嘔吐があった場合は保護者へ連絡し迎えに来てもらいます。迎えが難しい場合には送迎を行います
迎えに来てもらうまでの間は、別室で安静に過ごしてもらいます

3. 利用停止期間の基準

① インフルエンザ

- ・発症後5日間かつ解熱後2日間経過するまでの間は利用停止

② ノロウイルス

- ・症状回復後も感染力を有していることから、嘔吐や下痢の症状が完全に治まるまでは利用停止

* 予防法①から③については利用者の方だけでなく、職員も同様に行います

また、日ごろから体調管理に気を付け、気になる症状がある場合（家族も含む）には責任者に申告し、指示を仰ぎます。

インフルエンザ等流行時はマスクの着用を行い感染予防に努めます。

家族がインフルエンザ、ノロウイルスにかかった場合には

責任者に連絡し出勤可否の判断を仰ぐこととします